

広報 あいづ ばんげ

1

No.653
2019

目次 -CONTENTS-

表紙：イルミネーション ストーリー in ばんげ 2018

年頭のごあいさつ		まちの話題	12
「会津坂下町の新時代に向けて」	2	お寄せいただいた「住民の声」を	
除雪事業へのご協力をお願いします	3	紹介します・図書室だより	14
ふくしま駅伝 町の部 8位入賞	4	お知らせinformation	15
高寺山遺跡発掘調査速報	6	こどもと健康の広場	18
平成31年度（平成30年分）確定申告	8	イルミネーション点灯式・	
国保の窓口	10	CM大賞で福島県知事賞を受賞！	20
食育だより No.9	11		

年頭のごあいさつ

「会津坂下町の新時代に向けて」

明けましておめでとうございます。町民の皆様には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃から町政に対し温かいご支援やご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

旧年中は、最重点施策の一つである役場新庁舎の建設が、予定地の決定はしたものの、新たな行政需要の発生や財政状況の変化に伴い、やむなく建設を延期するとの重い判断に至り、多くの皆様にご心配やご迷惑をお掛けすることとなりました。しかしながら、役場新庁舎の建設は、大規模災害に備えた防災拠点として、多くの町民の皆様の悲願であると認識しております。建設への歩みはやや減速したものの、止めるわけではありません。建設に向け地道に、着実に歩を進め、1日でも早く着工できるよう邁進してまいります。

町の象徴的建物として約半世紀に亘り多くの皆様に親しまれ使用されてきた町民体育館が、老朽化のため残念ながら取り壊しの運びとなりましたが、その一方で防雪サブセンターの外構工事が完了し、会津坂下消防署建築など新たな施設の整備も進み、J R只見線の全線再開通に向けた工事も着工されました。



物産に目を向けると、町内の蔵元の日本酒をはじめ米やみしらず柿なども、国内外で高い評価を得るなど各業種で高品質の産品が生産され、新製品の開発も活況を呈しております。更には、2020年から10年間を計画期間とした第六次会津坂下町振興計画の策定作業も進めております。

今年の干支は“己亥（つちのとい）”です。この年は、内なる充実を図り、足元を固めて次の段階を目指す準備をする年とされています。また、亥は、無病息災の象徴とされており、目標へ猛進する姿が連想されます。

人口急減や少子化、超高齢化が国全体で進み、地方にあっては更に厳しい状況にあります。今こそ町民の皆様と協力し、知恵を出し合いながら、改元を控えた文字どおりの新時代の幕開けに相応しい年にしていかなければなりません。まずは、早期に財政状況の健全化を図り、各種事業を推進してまいりますので、何卒なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、町民の皆様のご健康とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



会津坂下町長 齋藤 文英

雪の季節がやってきました！

除雪事業へのご協力を お願いします



町では、通勤通学など道路交通の安全確保のため除雪に取り組んでいます。

【基本ルール】 15cm以上の積雪があった場合に除雪作業をします。

■除雪への質問・ご意見は 区長・自治会長を通してください

- ・個人の問い合わせには対応できません。
- ・私道や宅地開発の道路などは個人の財産であり町では除雪できません。
- ・除雪作業中の作業員や委託業者へ直接の問い合わせはしないでください。

■危険です！ 除雪作業車には近づかないでください

除雪作業車に近づくと、接触・巻き込まれる恐れがあります。

■道路への倒木は 所有者が撤去してください

- ・倒木があると除雪できません。
- ・倒木が予想される場合は早めに伐採するなどの対応をお願いします。

■路上駐車はやめてください

1台でも路上駐車があると除雪できません。地域に迷惑をかけるだけでなく、事故の発生にもつながります。

■玄関先などの除雪に ご理解とご協力をお願いします

- ・除雪の際、押された雪が玄関先や車庫前をふさぐことがあります。片付けへのご協力をお願いします。
- ・高齢者世帯など除雪が困難な方の玄関先は、地域での除雪にご協力をお願いします。

■車道に雪を出さないでください

除雪後の道路に住宅や駐車場から雪を押し出すと、道路通行の支障となります。

■河川に雪を捨てないでください

町では記録的な大雪などの非常時以外は雪捨て場を指定していません。許可なく河川などに雪を捨てないでください。

■側溝や水路に大量の雪を捨てないで ください

- ・大量の雪を側溝や水路に捨てると詰まります。
- ・落下事故防止のため「ふた」や「グレーチング」の閉め忘れに注意してください。

除雪に関するご意見などは、区長・自治会長がとりまとめのうえ、下記までお問い合わせください。